

中央区国民健康保険運営協議会会長 様

中央区国民健康保険運営協議会規則（昭和 3 4 年 1 1 月中央区規則第 1 4 号）第 2 条第 1 号の規定により、下記について貴会の意見をお伺いいたします。

令和 8 年 2 月 1 9 日

中央区長

山 本 泰 人

記

中央区国民健康保険料率の改定等について

第 1 目的

本区の国民健康保険料については、2 3 区の一体的水準を確保するため、統一保険料方式によることとしており、今般、特別区長会において令和 8 年度特別区国民健康保険基準保険料率が決定したこと等を受け、所要の改定を行うものである。

第 2 改定内容

1 保険料における子ども・子育て支援納付金分の新設

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の施行による国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の改正に伴い、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等に必要な費用に充てることを目的とした子ども・子育て支援納付金が創設された。区市町村等の医療保険者が当該納付金を国へ納付するに当たり、被保険者から徴収する保険料に、納付に要する費用（子ども・子育て支援納付金）を含めることとする。

2 保険料率等

(1) 基礎分

国保被保険者の医療費などに充てるため賦課する保険料

- ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
100分の7.71を100分の7.51に改める。
- イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり47,300円を47,600円に改める。
- ウ 賦課割合（所得割：均等割）
64：36を65：35に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

後期高齢者の医療費に充てるため、医療保険料に上乗せして賦課する保険料

- ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
100分の2.69を100分の2.80に改める。
- イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり16,800円を17,600円に改める。
- ウ 賦課割合（所得割：均等割）
65：35に据え置く。

(3) 介護納付金分

40歳から64歳までの国保被保険者に対して医療保険料に上乗せして賦課する保険料

- ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
100分の2.25を100分の2.43に改める。
- イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり16,600円を17,800円に改める。
- ウ 賦課割合（所得割：均等割）
63：37に据え置く。

(4) 子ども・子育て支援納付金分（新設）

子育て支援施策に充てるため、医療保険料に上乗せして賦課する保険料

- ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
100分の0.27とする。
- イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり1,800円とする。
- ウ 18歳以上均等割額：18歳以上の国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり73円とする。
- エ 賦課割合（所得割：均等割）
65：35とする。

※基礎分等と同様に各種軽減（低所得者、未就学児、産前産後）の対象とする。

3 低所得者の保険料均等割額の軽減額

(1) 基礎分

- ア 7割軽減額 33,110円を33,320円に改める。
- イ 5割軽減額 23,650円を23,800円に改める。
- ウ 2割軽減額 9,460円を9,520円に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

- ア 7割軽減額 11,760円を12,320円に改める。
- イ 5割軽減額 8,400円を8,800円に改める。
- ウ 2割軽減額 3,360円を3,520円に改める。

(3) 介護納付金分

- ア 7割軽減額 11,620円を12,460円に改める。
- イ 5割軽減額 8,300円を8,900円に改める。
- ウ 2割軽減額 3,320円を3,560円に改める。

(4) 子ども・子育て支援納付金分（新設）

- ア 7割軽減額 1,260円とする。
- イ 5割軽減額 900円とする。
- ウ 2割軽減額 360円とする。

(5) 子ども・子育て支援納付金分（18歳以上均等割分）（新設）

- ア 7割軽減額 52円とする。
- イ 5割軽減額 37円とする。
- ウ 2割軽減額 15円とする。

4 未就学児の保険料均等割額の軽減額

(1) 基礎分

- ア 5割軽減額 23,650円を23,800円に改める。
- イ 1. 5割軽減額 7,095円を7,140円に改める。
- ウ 2. 5割軽減額 11,825円を11,900円に改める。
- エ 4割軽減額 18,920円を19,040円に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

- ア 5割軽減額 8,400円を8,800円に改める。
- イ 1. 5割軽減額 2,520円を2,640円に改める。
- ウ 2. 5割軽減額 4,200円を4,400円に改める。
- エ 4割軽減額 6,720円を7,040円に改める。

(3) 子ども・子育て支援納付金分（新設）

- ア 5割軽減額 900円とする。
- イ 1. 5割軽減額 270円とする。
- ウ 2. 5割軽減額 450円とする。
- エ 4割軽減額 720円とする。

- 5 18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金分均等割額の軽減
子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満被保険者については子ども・子育て支援納付金分の均等割額について、その全額を軽減する。
なお、軽減した均等割額のうち公費負担以外の分については、18歳以上の被保険者に18歳以上均等割額（上記2（4）のウ）として賦課される。
- 6 賦課限度額
基礎分の賦課限度額を66万円から67万円に引き上げる。
後期高齢者支援金分の賦課限度額を26万円に据え置く。
介護納付金分の賦課限度額を17万円に据え置く。
子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を3万円とする。
- 7 保険料均等割軽減判定所得
国民健康保険制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置として、均等割の5割軽減及び2割軽減の判定所得金額を引き上げる。
- (1) 7割軽減の判定所得
43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円以下に据え置く。
- (2) 5割軽減の判定所得
（現行） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（30.5万円×被保険者数）以下
（改正後） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（31万円×被保険者数）以下
- (3) 2割軽減の判定所得
（現行） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（56万円×被保険者数）以下
（改正後） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（57万円×被保険者数）以下

第3 根拠法規
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

第4 改正を要する条例
中央区国民健康保険条例（昭和34年11月中央区条例第22号）

第5 施行予定日
令和8年4月1日